平成２３年（再イ）第１５１号
埼玉県入間郡三芳町大字上富1711番地５
再生債務者　松澤　裕康
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月12日まで
平成24年２月８日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１５３号
埼玉県所沢市緑町３丁目３番30号　日本電波工業新所沢ドミトリー
再生債務者　若狭　妙子
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月31日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月12日まで
平成24年２月８日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１１号
長崎県大村市大川田町450番地４
再生債務者　原　仁一郎
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月24日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月24日まで
平成24年２月10日　長崎地方裁判所大村支部

平成２３年（再イ）第５０号
長崎県長崎市西山１丁目23番６―602号
再生債務者　中野　敏男
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月27日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月27日まで
平成24年２月９日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１０号
兵庫県丹波市氷上町下新庄39　第五タカ荘、住民票上の住所大阪府寝屋川市萱島信和町28番３号
再生債務者　新名　晃幸
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月１日まで
平成24年２月９日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２３年（再イ）第８８号
兵庫県神崎郡市川町澤502番地２
再生債務者　西口　忠夫
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月７日まで
平成24年２月８日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（再イ）第２７１号
神戸市垂水区学が丘３丁目４番２―1111号
再生債務者　水島　正伸
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月１日まで
平成24年２月９日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第２１６号
神戸市灘区下河原通３丁目６番13号
再生債務者　鳴滝　裕貴
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月１日まで
平成24年２月９日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第７１号
兵庫県宝塚市栄町３丁目９番３―1403号
再生債務者　中川　武彦
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月１日まで
平成24年２月９日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再イ）第６３号
兵庫県加古郡播磨町南大中２丁目６番34号
再生債務者　原田　康弘
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月８日まで
平成24年２月９日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再イ）第７９号
熊本県菊池郡大津町大字新332番地２
再生債務者　花岡　道治
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月８日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月８日まで
平成24年２月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第８１号
広島市東区戸坂惣田２丁目11番13―１号
再生債務者　光廣　博夫
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月９日まで
平成24年２月10日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始中更正

平成２３年（再イ）第２５８号
さいたま市岩槻区南平野４丁目12番地５、町名地番変更前の住所さいたま市岩槻区大字南平野140番地
再生債務者　鈴木　　淳
１　主文　当裁判所が平成24年１月13日になした小規模個人再生による再生手続開始中、再生債務者の住所につき「さいたま市岩槻区大字南平野140番地」とあるのを「さいたま市岩槻区南平野４丁目12番地５、町名地番変更前の住所さいたま市岩槻区大字南平野140番地」と更正する。
２　決定年月日　平成24年２月９日
さいたま地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第４１４号
札幌市西区八軒６条西８丁目１番15―705号
再生債務者　兼子　敬三
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月10日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第２０号
千葉県浦安市海楽１丁目６番48号
再生債務者　古庄　弘人
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月13日から平成24年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再口）第１号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地459番地９
再生債務者　河野　　光
１　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月９日から平成24年３月16日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（再口）第５号
大阪府門真市宮前町10番４号
再生債務者　中山　浩一
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月８日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月12日から平成24年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部